

沖高保発第5－83号  
令和5年11月17日

保安機関認定事業者各位  
LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会  
会長 與儀盛輝  
(公印省略)

保安機関有効期間の確認及び期限管理の徹底について  
(お 願 い)

平素は、当協会の自主保安活動にご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」）第29条において認定を受けた保安機関は、液石法第32条及び同法施行令第6条により認定の有効期間は5年と定められております。しかしながら一部の保安機関において、5年を経過している事例が確認されました。

各保安機関におかれましては、自社の保安機関認定期間の確認を行って頂くと共に期限管理を徹底して頂きますようお願い致します。

なお、更新する際は、同法施行規則第34条に基づき、認定の満了する30日前までに認定をした行政機関（沖縄県認定の場合は沖縄県知事）あて申請書を提出するようお願い致します。

また、保安業務を委託しているLPガス販売事業者は、同法施行規則第24条に定める業務主任者の職務、第7号「法第27条1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること」の一環として、保安機関の認定の有効期間についても確認下さいますようお願い致します。

※本件のお問合せ 協会事務局 業務課 TEL 098-858-9562